

2023年5月29日

厚生労働省
加藤 勝信 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子



2023年度最低賃金行政に関する要請書

今年の最低賃金については、ほぼ30年ぶりの賃上げの流れを未組織の労働者へも波及させることが重要です。それは、長年続いてきたデフレマインドから脱却し、日本経済を好循環へ導くためにも必要です。

現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしにこそ大きな影響を及ぼしており、処遇改善は急務です。2022年度改定で地域別最低賃金は全国加重平均961円となりましたが、当該水準では年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、セーフティネットとして不十分です。また、地域間格差も大きな課題であり、219円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかけていると考えられます。

この間の中央・地方の審議において要望が出されている、中小企業等への支援策の拡充についてもしっかりと対応していかなければなりません。

こうした認識のもと、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組みられるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準を目指すとともに、地域間格差の是正をすすめる目安額が決定されるよう、事務局として努力すること。
- なお、全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議を促すという目安制度の重要な役割が最大限発揮するため、公労使で議論を尽くした、説得力のある目安を示すことのできるよう審議会運営をはかること。

(2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定は、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細模事業者においても最低賃金の引き上げが確実にされるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。
- (2) 業務改善助成金の活用促進
 - 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

- (1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営
 - 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的を地方労働局や地方審議会委員に周知を徹底すること。
 - その上で、地方審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる審議会運営がなされるよう指導を徹底すること。
- (2) 適用労働者数の適切な把握
 - 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握するよう各地方労働局に対し、指導を徹底すること。

4. 最低賃金の履行確保

- (1) 監督行政の強化等
 - 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
 - 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、都道府県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
 - 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。
- (2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し
 - 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁および地方自治体に対して指導を強化すること。

以 上